

庄内町告示第54号

令和8年度庄内町水利施設管理強化事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月25日

庄内町長 富 樫 透

令和8年度庄内町水利施設管理強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民が享受する農業水利施設が有している農業生産面以外の多面的機能の発揮並びにこれに必要な施設の適正な管理水準の維持及び地域における管理体制構築の取組を促進するため、国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱（昭和60年4月26日付け60構改D第302号農林水産事務次官依命通知）及び水利施設管理強化事業実施要綱（令和3年3月29日付け2農振第3534号農林水産事務次官依命通知。以下この条においてこれらを「国要綱」という。）に基づき、施設を管理する最上川土地改良区及び大町溝土地改良区（以下「土地改良区等」という。）の管理体制の整備を図るために要する経費に対し、予算の範囲内で令和8年度庄内町水利施設管理強化事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、国要綱及び庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（次条及び第8条において「補助対象事業」という。）は、土地改良区等が国営造成施設又は国営土地改良事業の関連事業若しくは用排水計画に位置付けられている県営造成施設であって当該国営造成施設と一体不可分であるもの（別表において「国営造成施設等」という。）を管理する事業とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（次条及び別表において「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する別表に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費のうち、都市化、混住化等に伴い増加した多面的機能の発揮に相当する費用の合計額に1.6分の0.6を乗じて得た額を本町に係る受益面積で按分して算出した額に相当する額を上限とする。

(交付申請)

第5条 規則第4条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(状況報告書)

第6条 土地改良区等は、規則第11条に規定する状況報告書に次に掲げる書類を添えて、当

該年度の第3四半期及び町長が別途提出を求めた場合において、当該年度の1月10日及び町長が別途定める日までに町長へ提出するものとする。

- (1) 本年度の第3四半期末日現在及び町長が別途提出を求めた場合における状況を記載した水利施設管理強化事業実施状況調書（様式第3号）
- (2) 事業の進捗状況を示す支払状況を記載した書類
（実績報告）

第7条 規則第13条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業成績書（様式第1号）
- (2) 収支精算書（様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（帳簿の備付け等）

第8条 土地改良区等は、規則第20条に規定する補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びにその証拠書類を、当該補助対象事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整理保管しておかなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 左の経費の内訳 |
|--------------------|-----------|---|
| 1 国営造成施設管理体制整備促進事業 | (1) 高度化経費 | 管理の合理化、高度化等のために必要となる補完的な施設の整備に係る経費 |
| 2 水利施設管理強化事業 | (1) 操作運転費 | 国営造成施設等の操作運転に要する経費 イ 技術者賃金 国営造成施設等に係る操作技術者に対する給料及び諸手当 ロ 共済組合負担金等 操作技術者に係る共済組合負担金及び保険料 |
| | (2) 点検整備費 | 国営造成施設等の点検整備に要する経費 イ 技術者賃金 国営造成施設等に係る整備技術者に対する給料及び諸手当 ロ 共済組合負担金等 整備技術者に係る共済組合負担金及び保険料 |
| | (3) 施設管理費 | その他（操作運転費及び点検整備費を除く。）国営造成施設等の維持管理に必要な経費 イ 賃金 国営造成施設等の管理に直接携わる者に対する給料及び諸手当 ロ 共済組合負担金等 管理に直接携わる者に係る共済組合負担金及び保険料 |
| | (4) 施設運営費 | 国営造成施設等の保守管理及び整備（除塵、 <small>しゅんせつ</small> 浚渫、除草等）に要する経費並びに国営造成施設等の運用に必要な交換部品及び整備用品に要する経費 |
| | (5) 調査業務費 | 国営造成施設等の管理に必要な水文、気象等の調査観測に要する経費 |
| | (6) 諸油脂費 | 国営造成施設等の管理に必要な施設機械の燃料費 |
| | (7) 整備補修費 | 国営造成施設等の日常の点検を超える内容の点検保守及び更新に要する経費 |
| | (8) 電力料 | 国営造成施設等の運用に必要な基本電力料及び使用電力料 |

様式第1号（第5条、第7条関係）

事業計画（成績）書

土地改良区等名

1 事業名及び地区名

2 事業目的

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

4 経費内訳

| 費目区分 | 総量 | | 本年度 | | | | 摘要 |
|---|-----|-----|-----|-----|------|---------|----|
| | 事業量 | 事業費 | 事業量 | 事業費 | 負担区分 | | |
| | | | | | 町補助金 | 土地改良区等費 | |
| 1 国営造成施設 管理体制整備促進事業 (1) 高度化経費 | | 円 | | 円 | 円 | 円 | |
| 2 水利施設管理 強化事業 (1) 操作運転費 (2) 点検整備費 (3) 施設管理費 (4) 施設運営費 (5) 調査業務費 (6) 諸油脂費 (7) 整備補修費 (8) 電力料 | | | | | | | |
| 計 | | 円 | | 円 | 円 | 円 | |

様式第2号（第5条、第7条関係）

収支予算（精算）書

土地改良区等名

1 地区名： 地区

2 収入の部

| 区 分 | 本年度予算額 (本年度精算額) | 前年度予算額 (本年度予算額) | 比較増減 | 摘要 |
|-----------|--------------------|--------------------|------|----|
| 1 町補助金 | 円 | 円 | 円 | |
| 2 土地改良区等費 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | 円 | 円 | 円 | |

3 支出の部

| 区 分 | 本年度予算額 (本年度精算額) | 前年度予算額 (本年度予算額) | 比較増減 | 摘要 |
|---|--------------------|--------------------|------|----|
| 1 国営造成施設管理 体制整備促進 事業 (1) 高度化経費 | 円 | 円 | 円 | |
| 2 水利施設管理強 化事業 (1) 操作運転費 (2) 点検整備費 (3) 施設管理費 (4) 施設運営費 (5) 調査業務費 (6) 諸油脂費 (7) 整備補修費 (8) 電力料 | | | | |
| 計 | 円 | 円 | 円 | |

様式第3号（第6条関係）

水利施設管理強化事業実施状況調書

土地改良区等名

| 区分 | 総事業費 | 事業の遂行状況 | | | | 備考 |
|----|------|-------------------------|-----------|-----------------------|---------------|----|
| | | 令和8年12月31日 までに完了したもの | | 令和9年1月1日 以降に完了するもの | | |
| | | 事業費 | 出来高 比率 | 事業費 | 事業完了 予定年月日 | |
| | 円 | 円 | % | 円 | | |

(注) 事業の進捗状況を示す写真又は支払状況を記載した書類を添付すること。